

伊東市電子契約実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 サービス提供サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約 法令に定める措置を講じて作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により締結する契約をいう。
- (5) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (6) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (7) 承認者 当該契約内容を記録した電磁的記録が決裁を得たものと相違ないことを確認し、承認する者をいう。
- (8) 契約事務担当課 契約担当課をいう。
- (9) 契約事務担当者 契約事務担当課及び契約の相手方において、主として電子契約サービスを利用した契約手続の事務を担う者をいう。
- (10) タイムスタンプ 特定の時刻に特定の電磁的記録が存在していたこと、また、その時刻以降において、当該電磁的記録が改ざんされていないことを証明する技術をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、契約事務担当課が締結する契約に利用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。

- (1) 法令等の規定により書面にて行うこととされている契約
- (2) 市及び契約の相手方の協議により書面での契約締結を必要としたとき。
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置)

第4条 契約事務担当課に承認者を置き、当該課の長又は当該課の長が指名する者をもってこれに充てる。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用及び管理のために、電子契約サービス運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、庶務課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、契約事務担当課ごとに貸与する。ただし、設定できるアカウントは、管理者があらかじめ定めた市のドメインのメールアドレスに限る。

2 アカウントの変更は、管理者が行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、管理者が行うものとする。

4 アカウントは、契約事務担当者及び承認者が適正に取り扱わなければならない。

5 契約事務担当者及び承認者は、パスワードを他者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(電子契約の締結方法)

第8条 電子契約サービスを利用するに当たり、契約相手方の送信先の確認は、電子契約利用申出書（別記様式）の提出により行うものとする。

2 市の契約事務担当者は、アカウント及びパスワードを用いて電子契約サービスにログインし、契約締結前に決裁を受けた契約書をアップロードする。

3 市の契約事務担当者は、申出書で指定されたメールアドレスにそれぞれ確認依頼メールを送信する。

4 前項の規定による確認依頼メールの送信の順序は、契約の相手方の契約事務担当者、

契約の相手方の契約締結権限者、承認者の順とする。ただし、契約の相手方において契約締結権限者が契約事務担当者を兼ねる場合においては、契約の相手方の契約締結権限者、承認者の順とする。

- 5 承認者は、契約の相手方の契約事務担当者及び契約締結権限者が電子契約の内容を確認及び承認した後、電子契約サービスへログインし、アップロードされている契約書が、契約締結前に決裁を受けたものと相違ないことを確認し、承認する。
- 6 サービス提供事業者は、前項の規定により承認された契約書に電子署名及びタイムスタンプを付与し、合意締結証明書を発行する。

(電子契約の保存等)

第9条 電子契約データは、電子契約サービス上に保存するものとする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する際は適切に保存し、及び管理しなければならない。この場合において、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。

(契約内容の修正)

第10条 契約内容に誤字脱字その他軽微な修正（契約の本質的な権利義務に影響を及ぼさないものをいう。以下同じ。）が生じた場合には、修正内容を記載した新たな契約書一式を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続を行うものとする。

- 2 前項の軽微な修正については、事前に契約の相手方へ通知し、異議がないことを確認した上で手続を行う。また、電子契約サービス上で修正履歴を確認可能な状態とする。
- 3 軽微な修正以外の契約内容の変更については、次条に定める変更契約の手続によらなければならない。
- 4 修正前の電子契約書は、電子契約サービスにて保管を継続する。

(変更契約)

第11条 当該契約の内容に変更の必要が生じた場合は、電子契約の方法により当該契約を変更することができる。この場合において、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(国及び地方公共団体等との電子契約)

第12条 国及び他の地方公共団体等（以下「国等」という。）と電子契約を締結する場合においては、本要領に定める契約方法にかかわらず、国等が定める契約方法により電子契約を締結することができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。